

平成31年2月14日

開 議

第2回酒田市教育委員会定例会

酒田市教育委員会会議録

## 第2回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成31年2月14日(木) 午後1時45分 開会  
午後3時40分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 701会議室

3 出席者

出席	<del>欠席</del>	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	<del>欠席</del>	委 員	浅 井 良
出席	<del>欠席</del>	委 員	岩 間 奏 子
出席	<del>欠席</del>	委 員	渡 部 敦
出席	<del>欠席</del>	委 員	神 田 直 弥

4 説明者

出席	<del>欠席</del>	教 育 部 長	菅 原 司 芝
出席	<del>欠席</del>	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	<del>欠席</del>	学 校 教 育 課 長	齋 藤 司
出席	<del>欠席</del>	指 導 主 幹	後 藤 司
出席	<del>欠席</del>	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	<del>欠席</del>	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	富 樫 喜 晴
出席	<del>欠席</del>	図 書 館 長	岸 谷 英 雄
出席	<del>欠席</del>	図 書 主 幹	高 橋 紀 幸

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

## ◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、平成31年第2回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

## ◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## ◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に浅井委員と岩間委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は浅井委員と岩間委員に決定いたしました。

## ◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の報告を議題といたします。前回会議録の報告は、お手元の会議録の写しでご了承くださるようお願いいたします。

## ◎ その他の報告

(村上教育長) 次に、日程第4 議事については最後に行いますので、次に、日程第5 教育長の報告となります。今回私からの報告はございませんので、日程第6 その他に入ります。報告事項1から報告事項3までは、各課から説明がありますので担当課より説明をお願いしたいと思います。それでは、報告事項1及び2について学校教育課からお願いいたします。

(学校教育課長) まず、第2回子どもの命を守る安全教育推進会議について報告いたします。この子どもの命を守る安全教育推進会議については、これまでも提案を大切に会議を進めて参りました。今回は、学校防災マニュアルの検証、改善ということテーマにしまして、8月31日の風水害の対応がこれで良かったのかという課題の基に提案を行ったものです。見直しのポイントとしまして、①事前の対応、休校等の措置を含む訳ですが、これは可能であったかどうか、実際マニュアルには朝6時の段階で危険が想定される場合は休校ということを銘打っております。また、②として、保護者引き渡し等の下校対応は適切であったかということを取り上げました。学校教育課の方から事前登校前の対応についてということで、「午前7時現在で大雨・洪水警報が発令されている場合、自動的に自宅待機とする」ということでどうでしょうかという提案をしました。これにつきましては、様々なご意見をいただいたところです。オーバートリアージの観点から大変評価できるという考え方、また、市内一律の実施には注意が必要であるということ、そして、気象庁の警報も今後1から5段階の分類が検討されている中、更に検討が必要である。なお、アドバイザーからは、保護者が仕事に行き、自宅に子ども一人を置き去りにするケースも想定しておく必要があるというような意見等様々ないただきまして、これにつきましては更に検討、意見交換を重ねていくということで今後の課題にしていきたいと考えています。次の②在校時の対応についてということについても提案いたしました。一斉下校のケース、引き渡しのケース、学校待機のケース、これは登校後に大雨・洪水警報が発令された場合についてです。特に、学校待機について、避難勧告、避難指示が発令されている場合は学校待機とするということで説明したところです。なお、この学校待機に関する部分では、市による学校への食糧の備蓄を行って管理も市で行っています。例えば、学期ごとに自分用の水や食糧を持参する方法も考えられるというアドバイスもいただきました。長期保存が不要であったり、安価であったり、アレルギー対応もできるという利点があるというアドバイスがありました。これについても、学校防災マニュアルの検証、精度を高めていく動きを研修会を通して進めて参りたいと思います。提案2ですが、地域とつながる防災へということで提案いたしました。(1)市や地区の防災訓練に児童生徒や教員の積極的な参加を促していきたいということで議論しました。これについては、防災管理のみならず防災教育の視点から大変効果が期待できるというお話をいただきましたが、参加しやすい日程、工夫、これは課題として残るというご意見をいただきました。この辺も今後の課題として議論して参りたいと思っております。次の提案2の(2)地区と連携した避難訓練について検討を進めたいということで、これについては、現在富士見小学校を始め地区と連携した避難訓練を実施している学校もございます。これについても、コミセンや学区がまたがったり分かれたりする学校区もあり様々なハードルはあるんですが、実現している学校の成果を拡充して参りたいと考えております。提案2の(3)子どもたちが自分たちにできることを考え実践する視点ということで、一つに市の合同防災訓練、これについて三中生が非常に積

極的に参加し地区に自ら貢献する姿があったという報告がありました。今後も地区の防災訓練なども活用しながら、逆にこれを学校に取り入れていく視点も大切にしてい  
く必要があるのではないかと考え、議論のテーブルに乗せていきたいと思っております。それから、A3の資料ですが、東京都において小学校、中学校で防災について防  
災クラブとして子ども達の主体性を重要視しながら取り組んでいる例があることを  
紹介いただきました。学校の部活動と兼務が可能で、または検定等も取り入れながら  
意識を高めながら東京都では行っている。荒川区の例ですけれども、市民からの防災  
に対する要望、世論といったものが非常に高く、こういったところから活動がスター  
トしているということのようです。非常に生き生きと活動している状況が描かれてい  
ます。今後の参考にしていきたいと思っております。

続きまして、報告事項2です。資料をご覧ください。市内4校に部活動指導員4名  
が配置されていますが、この方々の研修会を実施いたしました。内容については、こ  
れから施行される部活動ガイドラインの理解について、それから、体罰等の問題を取  
り上げ研修し意見交換を行いました。この中で意見交換での声を載せておりますけれ  
ども、子ども達と関係を作りながら前向きに頑張っていたという声が聞かれ  
て、まずはほっとしているところです。これも働き方改革の一環で導入しているも  
のでございます。今後更に検証を積みながら進めて参りたいと思えますし、想定どお  
りにいけば、来年度は中学校7校に1名ずつ配置される予定であります。以上ござ  
います。

(村上教育長) ただいまの2件の報告について、どちらでも結構ですので、ご質問、ご  
意見はございませんでしょうか。

(村上教育長) 私の方から補説しますと、子どもの命を守る安全教育推進会議、これは  
実質的に重要なことですので着々と議論しておりまして、非常に充実していると私自  
身そういう印象を持っております。提案1、2をなぜ提案と言っているかということ  
ですけれども、専門的な知見もあるものですから、酒田市はこういうふうにやってい  
きたいという案を積極的にこの会に出していくのです。どうすればいいでしょうかと  
いう会議ではなくて、事務局はここに提案1とか提案2という形でこういうふうに酒  
田市は進みたいんだと、これについて本当にこれでいいのかということについて意見  
を賜っているという部分もございます。勿論、関係者も学校の代表とか地区の代表、  
危機管理課もいる訳ですけれども、これが、できれば次の段階はこれだなとサジェス  
ションいただいて進めていただければと思います。オーバートリアージとは日本語で  
何と言うんですか。どういう意味なんですか。

(学校教育課長) 危険の上の措置を取るという、想定を下回らないように動くというこ  
とだと思えます。

(村上教育長) そういう観点から評価される動きであるということですね。空振りであっても警報は出すとか、それもオーバートリアージの中身なんですか。本当にこなくても警報として指示を出すとか、これもオーバートリアージと言うんですか。分かりました。ほかにご質問ございませんでしょうか。

(浅井委員) 朝7時の段階で各種警報が出ている場合云々とありますが、実はこの考え方というのは、前に災害が起きそうな時に、教育委員会と校長会の話し合いの場があって、校長会の方でこの考え方を出しているんですよ。学校で一回ずつ今日は登校するんだとか指示を出すのが大変なので、警報に沿って各人が各家庭でもって判断するという方向で話し合いを進めていきませんかと提案させてもらったことがあったんです。その当時の教育委員会の方々は考えておきますと言ったけれども、結局何もなかった経緯があるんですよ。確かに課題もいっぱいあるんですけども、ぜひこれも一つ真剣に考えてほしいなと思ったものですから。

(村上教育長) 分かりました。ほかにご覧いませんか。それでは次に、報告事項3についてお願いいたします。

(スポーツ振興課長) 報告事項3 体育施設の敷地内禁煙について報告いたします。本市の体育施設におきましては、子どもが多く利用することから、国及び県の状況を踏まえ、望まない受動喫煙の防止策として「敷地内禁煙」を実施いたします。なお、周知期間を含む31年度は試行期間とし、その現状を踏まえたうえで翌年度に本格実施といたします。本市の公共施設の現状、体育施設の現状、国及び県の状況については記載のとおりとなっております。県条例の概要について別添の資料をご覧ください。平成30年12月25日公布ということで、山形県受動喫煙防止条例の概要ですが、その中の5番、施設ごとの対策という欄で国の改正健康増進法と県の条例が並べて記載されております。体育施設と言うのは第二種施設の中で、県の条例では公共性の高い施設の中に体育館等運動施設ということで類型されています。県の条例におきましては、体育施設については屋内禁煙というのが講ずべき対策とされています。今回、酒田市で行います敷地内禁煙というのは、県の条例を上回る措置ということで、これは受動喫煙防止対策をまずはやれる施設から実施したいということで体育施設が先駆けて行ったものでございます。報告事項の様式に実施スケジュールを記載しております。市広報4月1日号への掲載、施設内への掲示によって利用者への周知を図ると共に市ホームページ、体育施設の予約管理システム等でもお知らせをした上で、7月1日から敷地内禁煙の実施を行います。試行期間中に特に支障がない場合、来年4月1日から本格実施をする予定でございます。以上です。

(村上教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(渡部委員) 2020年4月1日から敷地内禁煙が施行され、喫煙者にとってはかなりきついことだと思うんですけども、これがもしも破って喫煙した場合というのは、罰則規定みたいなものはあるんですか。

(スポーツ振興課長) 特に罰則規定というのはないんですけども、私共の実施をする際にも特に罰則を設けた決まり事等はしておりません。あくまで、受動喫煙防止にご協力をお願いしますということで市の考え方を説明して協力を願うという形になろうかと思えます。

(渡部委員) もし吸ってる方がいたら、吸ってはいけないですよと注意するくらいな訳ですよ。それは全てで共通している訳ですよ。

(スポーツ振興課長) はい。そうです。

(村上教育長) ほかにございませんか。それではないようですので、次に、報告事項4から報告事項8については、紙面での報告とさせていただきますが、担当課からぜひここは書いていないのとか補足説明が必要だというところがございましたら、どこからでも結構ですのでお願いしたいと思います。

(村上教育長) 特にないようですので、委員の皆さまから報告事項4から報告事項8までについて、ご質問等はございませんでしょうか。

(浅井委員) 報告事項4は当日配布でしたので、初めて見た資料ですので簡単に説明していただけたらと思います。

(企画管理課長) 私の方から簡単に説明させていただきます。今年度の東北公益文科大学との連携事業につきましては、例年と同じように、一つは「英語の学び方教えます」、これは8月1日から2日までの2日間、それから、2番目の「夏休み宿題お手伝い教室へのサポート」につきましては、主管は社会教育文化課になりますけれど、7月30日から8月3日までのうち4日間開催して、大学生については8月2日、3日に参加しています。3番目の「放課後学習支援事業」については、9月から2月までの間で大学生18名の方が講師となって実施校に出向いて実施しております。回数、人数等については記載のとおりとなります。アンケートの集計結果の詳細については後でご覧いただきたいと思いますが、「英語の学び方教えます」については、講師につい

ては大変良かったが79%、まあまあ良かったが21%ということで、全体で100%となっております。全体評価の中で有意義だったという部分では、大変有意義だったのが50%、まあまあ有意義だったのが45%で、2つ合わせると95%ということで、かなり評価を得ているものと思っております。感想についても、分かりやすく面白かったであるとか、学校であまり習わないリアルな発音が勉強になったであるとか、楽しくコミュニケーションを取ることができたとか、という感想もございます。反省点といたしましては、単語、文法等、内容が中学2年生レベル位で、1年生にはちょっと難しく3年生には簡単な感じがしたということがあります。いずれにしても、全体評価としては、まあまあ結果になっていると考えております。放課後学習支援は、実施校が5校ということで、前年度の4校から1校増えているということです。これは、希望した中学校全部が該当するようにということで行ってきました。やり方については、講義形式と大学生が生徒さんを回りながら個別に指導していく方法と二通りに分かれる訳ですが、アンケートの結果を見ますと、全体評価の中では大変有意義だったとまあまあ有意義だったを合わせると80%、昨年85%でしたので若干下回っています。それから、感想としては、楽しく勉強できた、大学生が親身になってくれたといった評価がある一方で、課題となっていることにつきましては、協力いただいた学生さんが18名ということで、なかなか学校の希望についていけなかったというのがあります。参加人数が少ない中学校については、割と生徒さんに手が回っていたんですけども、参加人数が多い学校については手が回らなかったという部分があるようでした。学校別にコメントをさせていただくと、一中、鳥海八幡中については、一定程度習熟度が同じような生徒さんが集まったということで、やりやすかったという話があります。六中については、個別学習形式という中でちょっと範囲がバラバラであったり、学生自体が事前学習できないため振り回されると言いますでしょうか、そんなところもございまして、少し大変だったという部分があります。四中と東部中については、学びたい生徒の募集だったということで、生徒さんの習熟度がバラバラだったということもあって、学生さんがプリントを作成するのが大変だったとか、習熟度にあわせて行うのが難しいというのが課題としてあがってきております。それから、今回から学生さんの送迎についてはタクシーを利用することで行き帰りの安全が図られ、大学からも良かったと言われております。今後の課題としては、学校のニーズと対応できる学生の人数がうまく噛み合っていない部分をどう解消していくかが課題になってくるのかなと考えております。以上です

(村上教育長) 浅井委員さん、いかがでしょうか。よろしいですか。では、報告事項4から8について、ほかに何かご質問等ございませんか。もし気付かれた点があれば、後から事務局の方にご質問いただいても結構ですのでよろしくお願いします。

- ◎ 議事 報第 1 号 専決事項の報告について(平成 3 0 年度酒田市一般会計補正予算(第 8 号))
- 議第 2 号 平成 3 0 年度酒田市一般会計補正予算(第 9 号)について
- 議第 3 号 平成 3 1 年度酒田市一般会計予算について
- 議第 4 号 酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 議第 5 号 (仮称)酒田市コミュニケーションポート設置管理条例の制定について
- 議第 6 号 酒田市立図書館設置条例の一部改正について
- 議第 7 号 酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第 8 号 酒田市立学校校舎使用条例の一部改正について
- 議第 9 号 酒田市立学校屋外運動場照明施設設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 0 号 酒田市公民館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 1 号 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 2 号 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 3 号 酒田市立資料館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 4 号 酒田市写真展示館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 5 号 酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 6 号 酒田市民会館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 7 号 酒田市美術館設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 8 号 酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について
- 議第 1 9 号 酒田市阿部記念館設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 0 号 酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 1 号 酒田市旧鍛屋設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 2 号 酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 3 号 酒田市松山歴史公園設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 4 号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 5 号 酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部改正について
- 議第 2 6 号 酒田市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

(村上教育長) 次に、日程第 4 議事に入ります。初めに、報第 1 号 専決事項の報告について を議題といたします。これについて提案願います。

(社会教育文化課長) 報第1号 専決事項の報告についてご説明申し上げます。この専決事項につきましては、出羽遊心館、平成6年建築ですけれども、出羽遊心館の空調用の冷温水発生器が9月末に故障しまして、その故障部分が冷却機能部分だったということがありまして、3月補正での修理を検討しておりましたけれども、工事終了が夏の冷房使用期間にかかってしまうということから、冷房使用時期前の完成に間に合わせるために1月31日に専決させていただいたものです。以上でございます。

(村上教育長) ただいまの提案につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。報第1号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第1号は提案のとおり承認されました。では次に、議第26号 酒田市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第26号 酒田市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について説明をさせていただきます。松山小学校の新校舎の位置につきましては、平成28年6月13日に議決されました酒田市立学校設置条例の一部を改正する条例の規則に基づきまして、本規則においては施行期日を定めるものでございます。施行期日につきましては、学校、地域及びグラウンド整備工事の完了後として調整をして参りましたけれども、日程の目途がたったことから第2学期の開始時期に合わせまして、平成31年8月1日とするものでございます。なお、規則の制定日につきましては公布の日からということで考えております。以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第26号 酒田市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定についてを提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第26号は提案のとおり決しました。

ここで発議いたします。議第2号から議第25号の案件については、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開としたいと思います。議第2号から議題25号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(全委員 挙手)

(村上教育長) 出席委員4名のうち全員の挙手がありました。出席委員の3分の2以上の賛成がありましたので、議第2号から議第25号は非公開といたします。

#### — 非公開 —

(村上教育長) 事務局からほかに何かございますでしょうか。

(村上教育長) 委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(村上教育長) それではないので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので閉会いたします。